

ヘイトスピーチに対する取組に関する照会結果報告

2016年（平成28年）5月24日、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）が成立し、同法に基づき、国や地方自治体による啓発や教育の施策が進められることとなった。

当該法律の施行を受け、当連合会では、都道府県・市町村や関係各機関が、どのような施策を進めようとしているのかを早期に把握するため、地方自治体の関係機関にヘイトスピーチに対する取組に関する照会を行った。

目次

ヘイトスピーチに対する取組に関する照会・照会先	1
ヘイトスピーチに対する取組に関する照会・結果分析【都道府県庁】	4
ヘイトスピーチに対する取組に関する照会・結果分析【市区役所】	10
ヘイトスピーチに対する取組に関する照会・結果分析【市区教育委員会】	16
ヘイトスピーチに対する取組に関する照会・結果分析【市区議会】	20
ヘイトスピーチに対する取組に関する照会・結果分析【都道府県警察】	26
結果総括	28

ヘイトスピーチに対する取組に関する照会・照会先と照会事項

- 1 全47都道府県庁及び公益財団法人・人権教育啓発推進センター「ヘイトスピーチに関する実態調査報告書」（平成28年3月）中で、「ヘイトスピーチを伴うデモ等が行われているとされている地域」（以下記載のとおり）とされている下記46地方公共団体の市区役所宛て

札幌市，仙台市，福島市，郡山市，宇都宮市，千代田区，中央区，港区，新宿区，台東区，大田区，渋谷区，豊島区，横浜市，川崎市，横須賀市，さいたま市，川口市，越谷市，千葉市，船橋市，静岡市，浜松市，甲府市，名古屋市，豊橋市，豊川市，安城市，四日市市，岐阜市，福井市，大阪市，堺市，京都市，宇治市，大津市，彦根市，草津市，奈良市，神戸市，広島市，松江市，下関市，福岡市，北九州市，那覇市

〔照会事項〕

- (1) ヘイトスピーチ解消法第5条第2項には、「地方公共団体は、（中略）本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずる（中略）よう、必要な体制を

整備するよう努めるものとする。」と定められています。これに対し、貴都道府県／市区において新たな相談窓口の設置など、新たな相談体制の整備が検討されているか否か御教示ください。既存の相談窓口を活用する場合、どのような相談窓口を活用する予定であるか御教示ください。

(2) 同法第5条第2項には、「地方公共団体は、(中略)本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する(中略)紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。」と定められています。これに対し、貴都道府県／市区において新たに紛争防止・解決機関の設置等を検討しているか否か御教示ください。既存の紛争防止・解決機関を活用する場合、どのような機関を活用する予定であるか御教示ください。

(3) 同法第7条第2項には、「地方公共団体は、(中略)本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのための必要な取組を行うよう努めるものとする。」と定められています。これに対し、貴都道府県／市区において、具体的にどのような啓発活動及び取組を行うことを予定しているか御教示ください。
(例：配布物の作製・配布、掲示物の作製・掲示、市民向け講演会の実施など)。

(4) 同法の成立を受け、貴都道府県／市区内の公共施設(公園・公民館、ホールその他貴都道府県が所有または管理している施設)の使用許可の運用等に何らかの変更はありましたか。変更がある場合、具体的に変更内容を、変更がない場合は変更が検討されている事実の有無及び検討状況を御教示ください。

2 上記46の自治体の市区教育委員会宛て

[照会事項]

ヘイトスピーチ解消法第6条第2項には、「地方公共団体は、(中略)本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのための必要な取組を行うよう努めるものとする。」と定められています。これについて、貴市区においては、具体的にどのような教育活動及び取組を行うことを予定しているかご教示ください(例：副教材の作製・配布、学校内での掲示物の作製・配布、生活科や道徳における授業の実施、外部講師を招いての講演会の実施など)。

3 上記46の自治体の市区議会宛て

[照会事項]

(1) 貴議会において、これまで、いわゆるヘイトスピーチへの対策について、法規制などの対策を国に求める意見書の採択がなされましたか。採択がなされている場合、意

見書の写しをお送りいただくなどして、その内容を御教示ください。

(2) 貴議会において、これまで、いわゆるヘイトスピーチへの対策について、法規制などの対策を国に求める決議がなされましたか。採択がなされている場合、議事録及び提案理由書をお送りいただくなどして、決議及び提案理由の内容を御教示ください。

(3) 本法の成立の前後を問わず、貴市または区において、いわゆるヘイトスピーチの解消のための条例案が議会に提出されたことはありますか。ある場合、条例案をお送りいただくなどして、その内容を御教示ください。そのほか、貴市または区において、いわゆるヘイトスピーチの解消のための条例制定に向けた動きはありますか。ある場合、具体的にはどのような動きであるか御教示ください。

4 全47都道府県警察宛て

〔照会事項〕

ヘイトスピーチ解消法の施行及び平成28年6月3日付け「本法外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の施行について（通達）」（警察庁丙備企発第147号ほか）を受けて、貴警察において、警察職員に対する教養の推進、取締まりの強化、道路使用許可の運用の変更など、ヘイトスピーチの解消に向けた新たな取組はなされましたか。なされている場合は、その具体的な内容を御教示ください。なされていない場合は、今後取組が検討されている事項及びその検討内容を御教示ください。

ヘイトスピーチに対する取組に関する照会結果【都道府県庁】

第1 回答状況

1 照会日

2016年（平成28年）10月12日

2 照会先

47各都道府県庁

3 回答日

2016年（平成28年）10月20日～同年11月11日

4 回答率

94%

47自治体のうち44自治体より回答あり。

第2 回答結果

1 照会事項1

ヘイトスピーチ解消法第5条第2項には、「地方公共団体は、（中略）本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずる（中略）よう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。」と定められています。これに対し、貴都道府県において新たな相談窓口の設置など、新たな相談体制の整備が検討されているか否か御教示ください。既存の相談窓口を活用する場合、どのような相談窓口を活用する予定であるか御教示ください。

(1) 新たな相談体制整備についての検討の有無

- ・検討している：0
- ・検討していない：44（100%）

(2) 既存の相談窓口を利用する場合、どのような相談窓口を活用する予定か。

- ・内部：人権相談窓口：2
人権啓発センター，人権センター：13
担当課：10
- ・外部：国際交流協会（会館）：7
地方法務局の人権相談窓口：10
必要に応じて国，法務局などと連携して対応する：7
- ・既存窓口の活用予定なし：2
- ・未定，国からの具体案・方針待ち，検討中：5

- ・具体的な回答なし（所轄課で対応，既存の各種窓口を活用等）：3
- ・回答なし：1

(3) 特徴的な取組

【鳥取県】鳥取県独自に，鳥取県人権尊重の社会づくり条例に基づく「人権尊重の社会づくりネットワーク」（人権相談窓口）を県内3か所に設置しており，ヘイトスピーチ問題にも積極的に対応していくこととしている。

2 照会事項2

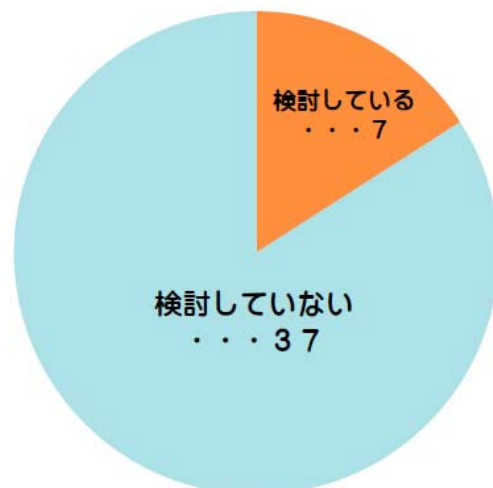
同法第5条第2項には，「地方公共団体は，（中略）本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する（中略）紛争の防止又は解決を図ることができるよう，必要な体制を整備するよう努めるものとする。」と定められています。これに対し，貴都道府県において新たに紛争防止・解決機関の設置等を検討しているか否か御教示ください。既存の紛争防止・解決機関を活用する場合，どのような機関を活用する予定であるか御教示ください。

(1) 新たな紛争防止・解決機関の設置の検討の有無

- ・あり：7（京都府，広島県，徳島県，香川県，福岡県，佐賀県，鹿児島県）16%

ただし，いずれも「国との連携のもとで検討」「今後検討していく予定」「必要な体制について検討」「県として必要な体制を整備するよう努めたい」「国の方針を受け，今後検討」「国との協議の結果を受けて，適切に対応」「今後，国との適切な役割分担を踏まえて検討」と，現時点では具体的なものでない。

- ・なし：37（84%）

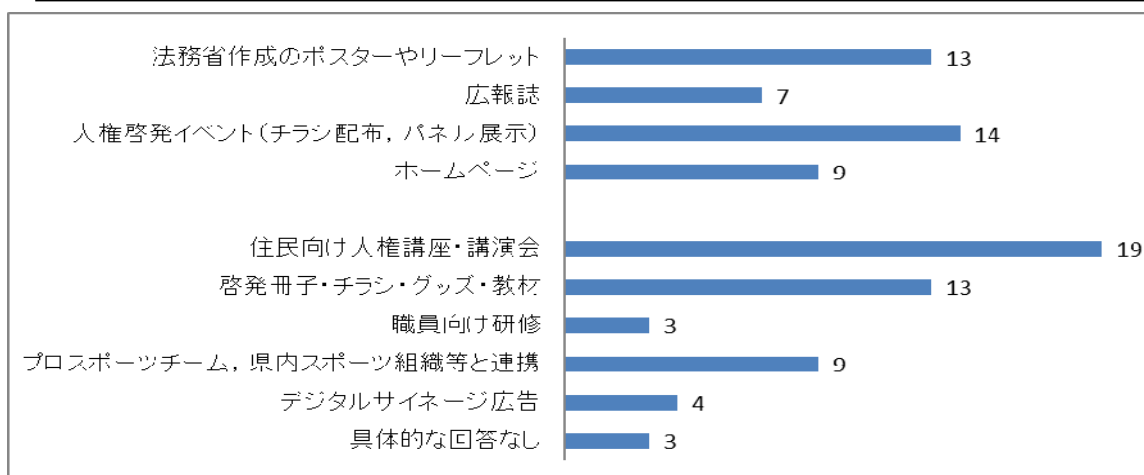


(2) 既存の機関を活用する場合、どのような機関を活用するか（複数回答あり）

- ・内部：市役所内の担当部署：3
「人権尊重の社会づくりネットワーク」（条例に基づき県内3か所に設置された人権相談窓口）：1（鳥取県）
- ・外部：法務局等の関係機関：22
警察：4
法テラス：1
弁護士会：1
- ・その他：国の具体的な方針が必要・国の動向を踏まえて：5
未定・予定なし：2
回答なし：6

3 照会事項3

同法第7条第2項には、「地方公共団体は、（中略）本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのための必要な取組を行うよう努めるものとする。」と定められています。これに対し、貴都道府県において、具体的にどのような啓発活動及び取組を行うことを予定しているか御教示ください。（例：配布物の作製・配布，掲示物の作製・掲示，市民向け講演会の実施など）。



(1) 回答内容（複数回答あり）

法務省作成のポスターやリーフレット：13

広報誌：7

人権啓発イベント（チラシ配布，パネル展示）：14

ホームページ： 9
住民向け人権講座・講演会： 1 9
啓発冊子・チラシ・グッズ・教材： 1 3
職員向け研修： 3
プロスポーツチーム，県内スポーツ組織等と連携： 9
デジタルサイネージ広告： 4
具体的な回答なし： 3

(2) 特徴的な取組

【茨城県】

- ①県民向けの人権啓発に関する広報誌で「外国人と人権」の特集を組み，この中でヘイトスピーチ解消法について説明。
- ②県民対象のヒューマンライツ・セミナーで「外国人の人権」をテーマとし，大阪市立大学の朴一氏による講演を予定。
- ③県内Jサッカーチームと連携し，人権啓発物品配布，試合のハーフタイム中に「外国人の人権を尊重しよう」とのプラカードを掲げて行進。

【滋賀県】

- ①「滋賀県人権施策推進計画」で県が取り組むべき重要課題として「ヘイトスピーチ」を掲げる。
- ②人権施策推進課ホームページ上に法務局制作のバナー広告を掲載。
- ③県広報誌に，インターネットと人権をテーマにした特集記事の中でヘイトスピーチについて取り上げる。
- ④多文化共生をテーマにしたテレビスポット広告を実施予定。

【岡山県】

- ①法務省作成の啓発ポスターを庁舎内に掲示。
- ②啓発広告を地域情報誌やバスの中吊り広告及び岡山駅前地下道のデジタルサイネージ広告として掲載。
- ③県内スポーツチームの試合会場でのチラシ配布。

4 照会事項 4

同法の成立を受け，貴都道府県内の公共施設（公園・公民館，ホールその他貴都道府県が所有または管理している施設）の使用許可の運用等に何らかの変更はありましたか。変更がある場合，具体的に変更内容を，変更がない場合は変更が検討されている事実の有無及び検討状況を御教示ください。

(1) 公共施設の使用許可の運用に変更はあったか

変更あり：3（7%）

変更なし：41（うち、変更を検討している：6（14%）、検討していない：35（80%））

(2) 変更がある場合、その変更内容

【東京都】公共施設の使用申請時に、必要に応じて法が施行されたこと、ヘイトスピーチは許されないことを周知。

【愛知県】ヘイトスピーチを目的として本県施設が利用されるおそれがある場合については、その利用を許可しない。

【福岡県】県営公園の利用者から利用申請があった場合、指定管理者が申請者に対しヘイトスピーチに関する啓発チラシを直接手交のうえ、法の遵守を呼びかける。

(3) 変更を検討している場合、その検討内容

【茨城県】他都道府県の状況を踏まえ、今後関係部署と対応方針などを整理・検討する必要があると考えている。

【埼玉県】今のところ変更はない。関係機関の状況を踏まえ、今後必要があれば、検討したい。

【新潟県】今後、国、他県の動向を踏まえながら検討していきたい。

【長野県】他府県の対応状況等について情報収集を行いつつ、必要な対応を検討したい。

【京都府】国との連携のもと、学識経験者からも意見を聴取して検討することとしている。

【鳥取県】実際の利用形態による許可取消等の運用については、検討を続ける予定。

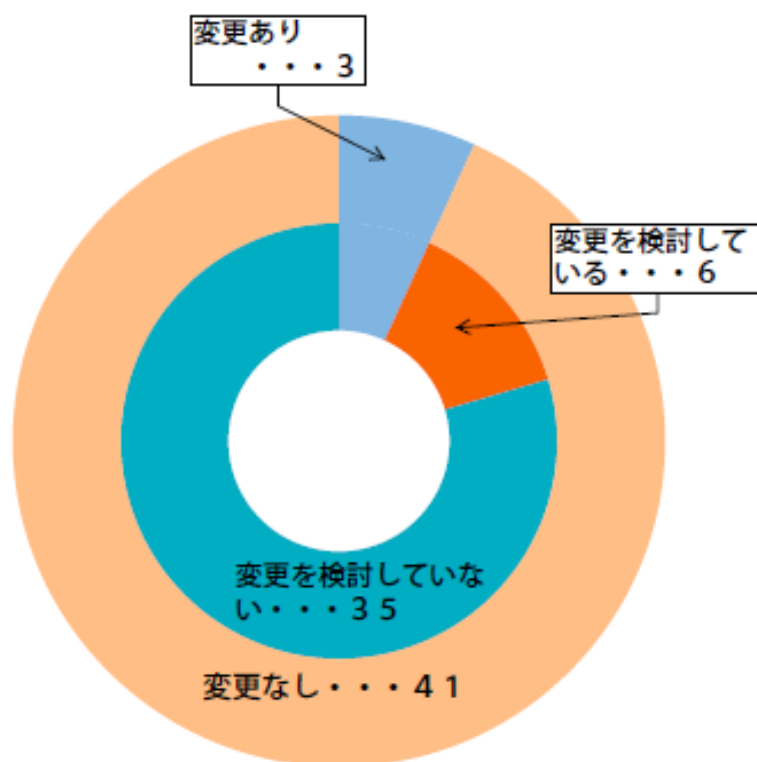
(4) その他

既存の条例等で利用不許可にするとの回答があった。例えば、

【島根県】公共施設の使用許可については、それぞれの管理規定において、公の秩序又は善良の風俗に反する場合や暴力団関係者などの不許可を規定しており、申込書等に記載された利用目的により判断をしていく。

【香川県】施設の利用許可については、施設設置条例やそれに基づく規則で、例えば、「公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれや、施設等を損傷するおそれなどがあると認められるときには、利用許可しないことができる」などと規定しているところであり、施設管理

者が申請内容等を総合的に判断して適切に対応するものと考えている。



ヘイトスピーチに対する取組に関する照会結果【市区役所】

第1 回答状況

1 照会日

2016年（平成28年）10月12日

2 照会先

2016年（平成28年）3月に公表された公益財団法人 人権教育啓発推進センター「ヘイトスピーチに関する実態調査報告書」において、ヘイトスピーチを伴うデモ等が行われているとされている地域の46地方公共団体の市または区役所。

3 回答日

2016年（平成28年）10月20日～2017年（平成29年）2月10日

4 回答率

93%

46地方公共団体のうち43地方公共団体より回答あり。

第2 回答結果

1 照会事項1

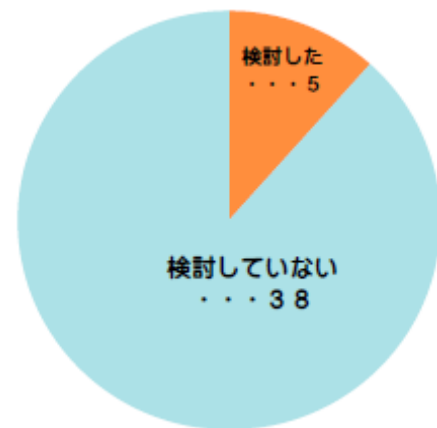
ヘイトスピーチ解消法第5条第2項には、「地方公共団体は、（中略）本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずる（中略）よう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。」と定められています。これに対し、貴市区において新たな相談窓口の設置など、新たな相談体制の整備が検討されているか否か御教示ください。既存の相談窓口を活用する場合、どのような相談窓口を活用する予定であるか御教示ください。

(1) 新たな相談体制整備についての検討の有無

- ・検討している：5（札幌市，越谷市，千葉市，広島市，福岡市）…12%

ただし、いずれも「必要性も含めて検討」「他市の動向も注視しながら検討」「新たな条例・要綱等の制定も含め、対応を検討」「法務局と役割分担を調整の上で体制について検討」「現在、国に対し法に定める適切な役割分担について基本的な考えを示すよう要請しており、その考え方を受けて検討したい」と、現時点では具体化されていない。

- ・ 検討していない：38（88%）



(2) 既存の相談窓口を利用する場合，どのような相談窓口を活用する予定か。

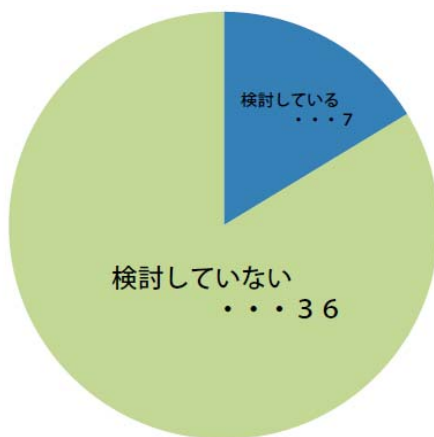
- ・ 内部：人権相談窓口…20
 - 人権啓発センター…4
 - 多言語相談窓口…4
 - 弁護士相談・市民相談…4
 - 担当課…9
 - その他（カウンセラーによるカウンセリング等）…2
- ・ 外部：国際交流協会（会館）…3
 - 地方法務局の人権相談窓口…9
 - 法務省「みんなの人権110番」…2
 - 必要に応じて国，都，法務局などと連携して対応する…7
- ・ 回答なし…4（未回答の3自治体を除く）

(3) 特徴的な取組

【京都市】人権相談には，カウンセリングから法律相談まで様々な種類の窓口があり得るが，京都市の場合，こうした複数の相談先については「京都市人権相談マップ」に掲載して周知しているとのことである。

2 照会事項 2

同法第5条第2項には、「地方公共団体は、（中略）本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する（中略）紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。」と定められています。これに対し、貴市区において新たに紛争防止・解決機関の設置等を検討しているか否か御教示ください。既存の紛争防止・解決機関を活用する場合、どのような機関を活用する予定であるか御教示ください。



(1) 新たな紛争防止・解決機関の設置の検討の有無

- ・あり：7（札幌市，越谷市，千葉市，四日市市，岐阜市，広島市，福岡市）（16%）

ただし、いずれも「必要性も含めて検討」「他市の動向も注視しながら検討」「新たな条例・要綱等の制定も含め、対応を検討」「必要な対応とは何かを、国、県等の指導を受けて整理し、他市町の先進的事例も参考にしながら対応していきたい」「国・他都市の状況を注視し、どのような体制が必要か検討したい」「法務局と役割分担を調整の上で体制について検討」「現在、国に対し法に定める適切な役割分担について基本的な考えを示すよう要請しており、その考え方を受けて検討を行いたい」と、現時点では具体化されていない。

- ・なし：36（84%）

(2) 既存の機関を活用する場合、どのような機関を活用するか

- ・内部：市役所内の担当部署…3
 - 弁護士による法律相談…1
 - 庁内対策検討委員会…1（川崎市「庁内での情報共有とヘイトス

ピーチ対策を推進するための庁内連携などについて協議を行い、全庁的な対策に取り組んでいく)

・外部：法務局等の関係機関… 1 5

警察… 1 (港区「公共の場所での集会や集団行進、示威行為の許可権限を有する警察に対し従前通り情報提供するとともに、対応を要請するなど連携した対応を行う」)

司法機関…1

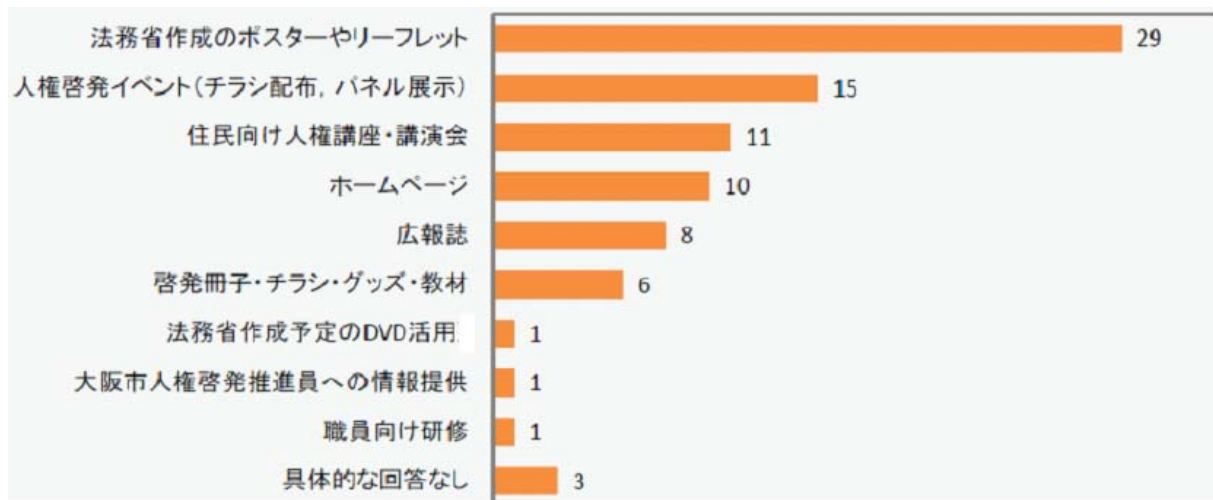
・その他：「紛争」の定義について国に確認中（横浜市）

国の具体的な方針が必要（台東区「国との適切な役割分担として、国の具体的な方針が示されていないため、現在のところ新たな機関の設置等は検討していない」)

国から必要とされる場合、その段階で検討（名古屋市）

3 照会事項 3

同法第7条第2項には、「地方公共団体は、（中略）本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのための必要な取組を行うよう努めるものとする。」と定められています。これに対し、貴市区において、具体的にどのような啓発活動及び取組を行うことを予定しているか御教示ください。（例：配布物の作製・配布、掲示物の作製・掲示、市民向け講演会の実施など）



(1) 回答内容

法務省作成のポスターやリーフレット・・・29
広報誌・・・8
人権啓発イベント（チラシ配布，パネル展示）・・・15
ホームページ・・・10
住民向け人権講座・講演会・・・11
啓発冊子・チラシ・グッズ・教材・・・6
法務省作成予定のDVD活用・・・1（名古屋市）
大阪市人権啓発推進員への情報提供・・・1（大阪市）
職員向け研修・・・1（京都市）
具体的な回答なし・・・3

(2) 特徴的な取組（川崎市など）

- ・ 公共施設予約システムトップ場面で「ヘイトスピーチ，許さない」のバナー広告掲出
- ・ 成人式会場や交通機関車内におけるスポット動画掲出予定
- ・ 役所内モニターや，市内複数箇所の大型スクリーンにて法務省作成の「ヘイトスピーチ，許さない」CMコンテンツの放映
- ・ 市営地下鉄，市バスにおいて車内吊り広告

4 照会事項4

同法の成立を受け，貴市区内の公共施設（公園・公民館，ホールその他貴市区が所有または管理している施設）の使用許可の運用等に何らかの変更はありましたか。変更がある場合，具体的に変更内容を，変更がない場合は変更が検討されている事実の有無及び検討状況を御教示ください。

(1) 公共施設の使用許可の運用に変更はあったか

変更あり・・・4（9%）

変更なし・・・39（うち，変更を検討している5（12%），検討していない34（79%））

(2) 変更がある場合，その変更内容

【新宿区】公園等の使用許可書に許可取消の可能性を追記する。

許可書交付時に法務省チラシを添付する。

【渋谷区】公園の使用申請の際，ヘイトスピーチの集会ではない旨を確認する。過去にヘイトスピーチを行ったことのある団体には厳重

に注意する。

【横浜市】 公共施設の使用申請に際し、ヘイトスピーチが疑われる場合には、施設所管課が市民局人権課などと連携して個別に検討する。

【川崎市】 都市公園について申請書の目的欄に「集会」とあった場合には内容を聞き、関係課で情報共有する。

公共施設窓口にチラシ・ポスターを掲示する。

公共施設予約システムのトップ画面に「ヘイトスピーチ，許さない」のバナー広告を掲載する。

(3) 変更を検討している場合，その検討内容

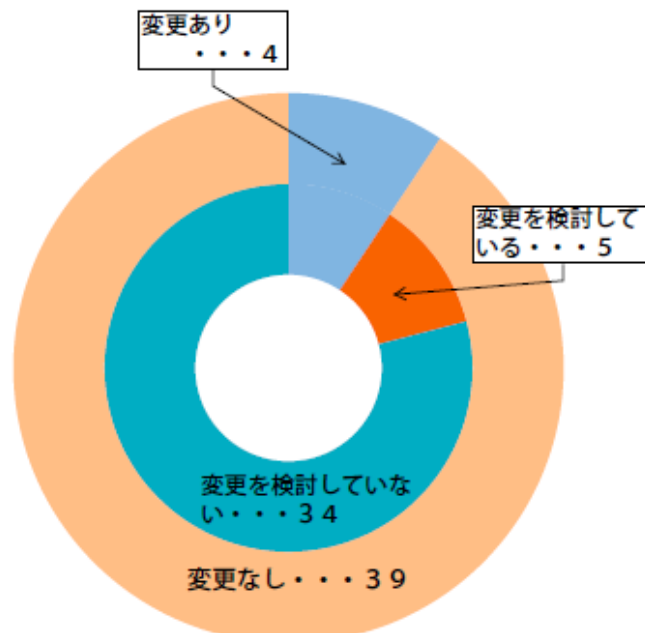
【港区】 公園の使用については，他自治体の事例も踏まえた上で条例等の見直しを含め検討する。

【越谷市】 現時点では公共施設の使用許可の運用等の変更は予定していないが，ヘイトスピーチ目的の利用のおそれがある場合，法の趣旨を踏まえ，それぞれの施設の設置管理条例等を勘案し，個別の事例毎に適切に判断したい。国や県からの助言や情報収集に努め，他の市の動向も注視しながら検討したい。

【豊橋市】 一部の部署で，個々の事案毎に市長の判断を仰ぎ，対応方針を決定していく予定である。

(4) その他

現行の条例で対応（制限）することが可能である（あるいはこれまでも制限してきている）と回答した自治体が6（豊島区，川口市，京都市，草津市，下関市，匿名希望自治体）あった。



ヘイトスピーチに対する取組に関する照会結果【市区教育委員会】

第1 回答状況

1 照会日

2016年（平成28年）10月12日

2 照会先

2016年（平成28年）3月に公表された公益財団法人 人権教育啓発推進センター「ヘイトスピーチに関する実態調査報告書」において、ヘイトスピーチを伴うデモ等が行われているとされている地域の46地方公共団体の市又は区教育委員会。

3 回答日

2016年（平成28年）10月20日～2017年（平成29年）2月24日

4 回答率

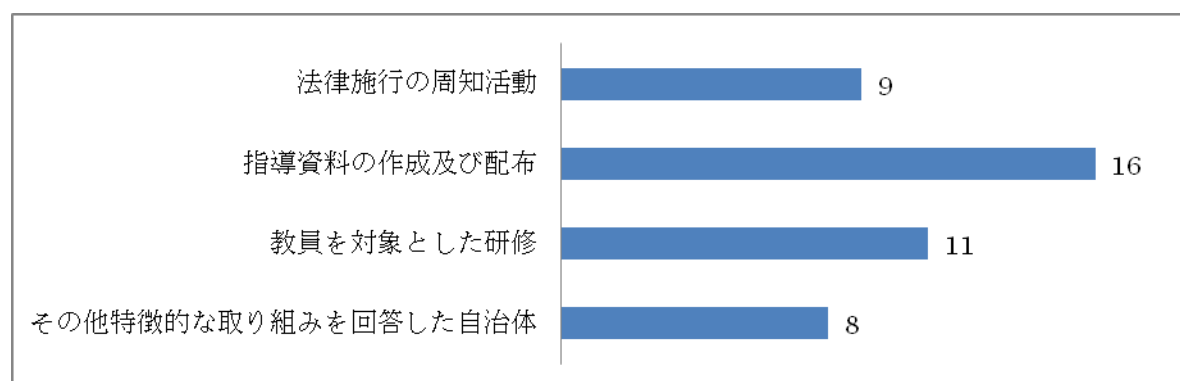
78%

46地方公共団体のうち36地方公共団体より回答あり。

第2 回答結果

照会事項

ヘイトスピーチ解消法第6条第2項には、「地方公共団体は、（中略）本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのための必要な取組を行うよう努めるものとする。」と定められています。これについて、貴市区においては、具体的にどのような教育活動及び取組を行うことを予定しているかご教示ください（例：副教材の作製・配布、学校内での掲示物の作製・配布、生活科や道徳における授業の実施、外部講師を招いての講演会の実施など）。



(1) 法律施行の周知活動を行っているとは回答した自治体：9

9自治体において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の施行又は同法の趣旨について各学校に周知している旨の回答があった。

(2) 資料の作製及び配布について回答した自治体

① 既存の資料を活用している自治体：9

(取組の例)

【仙台市】人権教育資料「みとめあう心」(小学校用・中学校用, 平成16年～)

【渋谷区】人権作文集の作成・配布。

【川崎市】「川崎市教育基本指針」

【川口市】「人間であること」を毎年全校配布。

【船橋市】中3公民分野の教科書で在日韓国・朝鮮人差別を取り上げている。

【岐阜市】中学校の公民分野「個人の尊重と日本国憲法」において、「在日韓国・朝鮮人差別の撤廃」「在日外国人への配慮」を取り上げている。

【京都市】「京都市立学校外国人教育方針～主として在日韓国・朝鮮人に対する民族差別をなくす教育の推進について～」(平成4年策定)

【福岡市】人権読本「ぬくもり」を整備。

② 新たな資料の作製・配布を行っている自治体：6

(取組の例)

【宇都宮市】ヘイトスピーチ問題に言及した人権啓発資料を作成・配布(市民向け)。

【名古屋市】「人権教育の手引き」を平成28年3月に改訂し、ヘイトスピーチを取り上げている。

【大阪市】「ヘイトスピーチ問題を考えるために－研修用参考資料－」(平成27年3月作成)を校長会や教頭会で配布・紹介。

【宇治市】「宇治市 教育の重点」(教職員向け)において「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨を広めている。

【北九州市】平成27年度から「新版いのち」を活用した小中学校での人権教育。

③ 法の趣旨に従って作製又は改訂を予定している自治体：1

【岐阜市】各学校に配布している「指導と評価の計画」を、ヘイトスピーチ解消法の制定を受け改訂予定。

(3) 教員を対象とした研修を実施すると回答した自治体：11

(取組の例)

【中央区】「人権教育プログラム」(東京都教育委員会)を毎年全教員に配布し、研修等に活用。

【渋谷区】全校の担当者による人権に関する研修会を年2回実施。

【豊島区】東京都教育委員会が策定した「人権教育プログラム」活用法に関する研修。

【川崎市】「2校目異動者研修」「10年経験者研修」などの必修研修や「校長研修」「教頭研修」「人権教育担当者推進担当者研修」において異なる文化を理解し、尊重する態度や多文化共生意識の醸成。

【さいたま市】全ての市立学校の校長や人権教育主任を対象にした人権教育研修会を毎年度実施。

【川口市】各校1名参加の人権教育研修会において、外国人の人権問題を取り上げる。

【四日市市】人権・同和教育課の主催する研修において、外国人の人権に関わる内容。

【京都市】法律制定に先立ち、ヘイトスピーチをテーマに市立学校の教職員を対象とした研修会「人権教育講座」開催。

【宇治市】来年度以降、教員を対象にした研修で「ヘイトスピーチ解消法」趣旨を徹底する研修会を開催する。

(4) その他、特徴的な取組を回答した自治体

(取組の例)

【宇都宮市】インターネット上におけるいじめ等の監視、削除依頼、相談業務の実施。

【豊島区】弁護士を招いた授業を実施し、いじめは絶対に許さないことを徹底。

【川口市】社会教育施設での「外国人文化を知ろう」講座開催。
弁護士を講師に招き「ヘイトスピーチ」講座を計画中。

【越谷市】市内公民館で人権教育に関する研修会。

市内在住の外国人に「日本文化体験講座」実施。

【四日市市】各校が作成する人権教育年間指導計画の中に外国人の人権が組み込まれているか確認している。

小学校 97.4% (平均 6.6 時間)

中学校 81.8% (平均 3.6 時間)

【大阪市】教育課程外の活動として民族クラブ・国際理解クラブを開設。

【京都市】市立小中学校及び民族学校の児童生徒が楽器演奏や作品展示等を行う「民族の文化にふれる集い」を平成4年から実施。

市立小中学校で外国籍の講師を招き「多文化学習推進プログラム」事業を実施。

【下関市】朝鮮学校との交流があり、学校行事の際の校長訪問や伝統・芸能を中心とした体験型の授業を通して交流を深めている小学校もある。

ヘイトスピーチに対する取組に関する照会結果【市区議会】

第1 回答状況

1 照会日

2016年（平成28年）年10月12日

2 照会先

2016年（平成28年）3月に公表された公益財団法人 人権教育啓発推進センター「ヘイトスピーチに関する実態調査報告書」において、ヘイトスピーチを伴うデモ等が行われているとされている地域の46地方公共団体の市または区議会。

3 回答日

2016年（平成28年）10月20日～2017年（平成29年）2月9日

4 回答率

98%

46地方公共団体のうち45地方公共団体より回答あり。

第2 回答結果

1 照会事項1

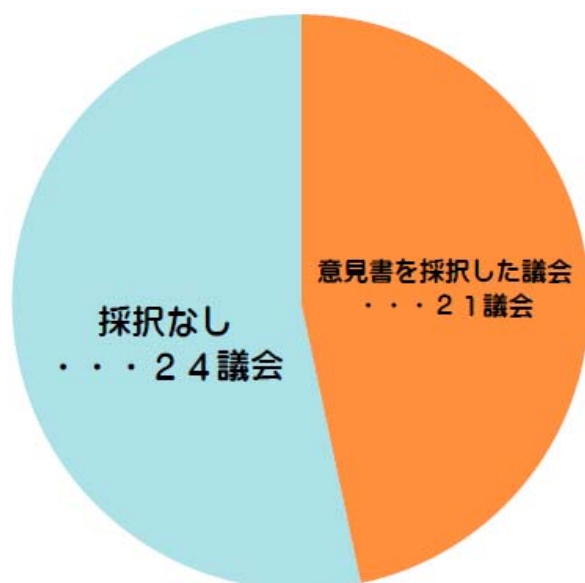
貴議会において、これまで、いわゆるヘイトスピーチへの対策について法規制などの対策を国に求める意見書の採択がなされましたか。
採択がなされている場合、意見書の写しをお送りいただくなどして、その内容を御教示ください。

(1) 概要

- ・意見書を採択した議会：21（千代田区議会，新宿区議会，台東区議会，大田区議会，渋谷区議会，豊島区議会，横浜市議会，川崎市議会，さいたま市議会，船橋市議会，名古屋市議会，大阪市議会，堺市議会，京都市議会，宇治市議会，彦根市議会，草津市議会，神戸市議会，広島市議会，福岡市議会，北九州市議会）…47%
- ・採択なし：24…53%

(2) 意見の内容

意見書を採択した議会について、当連合会に送付のあった意見書の結論については、別紙のとおりである。



2 照会事項 2

貴議会において、これまで、いわゆるヘイトスピーチへの対策について、法規制などの対策を国に求める決議がなされましたか。

採択がなされている場合、議事録及び提案理由書をお送りいただくなどして、決議及び提案理由の内容を御教示ください。

(1) 概要

国に対策を求める決議はなかった。なお、川崎市議会は、国に対策を求める決議ではないものの、市の執行機関に対して取組を求める決議を採択している。

(2) 決議の内容

川崎市議会は、市の執行機関に対して取組を求めるものではあるが、「あらゆる差別の撤廃に向けたまちづくりの推進に関する決議」を採択しており、その結論は以下のとおりである。

「執行機関において実態調査など、ヘイトスピーチを根絶するための取組を早急に行われるよう強く求めるとともに、人権を尊重し、あらゆる差別の撤廃に向けたまちづくりを推進するために全力を尽くすことを強く決意するものである」

3 照会事項 3

本法の成立の前後を問わず、貴市または区において、いわゆるヘイトスピーチの解消のための条例案が議会に提出されたことはありますか。ある場合、条例案をお送りいただくなどして、その内容を御教示ください。そのほか、貴市または区において、いわゆるヘイトスピーチの解消のための条例制定に向けた動きはありますか。ある場合、具体的にはどのような動きであるか御教示ください。

(1) 概要

ヘイトスピーチの解消のための条例が制定された市区議会は1（大阪市議会）のみであり、それ以外に条例の制定若しくは条例案の提出又はこれに向けた動きがあると回答した市区議会はなかった。

ただし、回答後の報道によれば、現在、名古屋市と川崎市において条例制定に向けた検討が進められているようである。

(2) 条例の内容

大阪市議会は、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」を採択している。その内容は、目的・態様・場所又は方法の3つの観点からヘイトスピーチの定義を規定するとともに、ヘイトスピーチに該当すると思われる表現活動について、市民等からの申出などを受け、学識経験者等で構成されるヘイトスピーチ審査会において審査を行った上、大阪市においてヘイトスピーチの認定を行い、ヘイトスピーチに該当する場合は、拡散防止措置などを行うというものである。

(別紙)

意見書の結論

1 千代田区議会

「国においては、慎重に表現の自由に十分配慮しつつ、法整備も含めて、ヘイトスピーチ対策について、検討することを求めます」

2 新宿区議会

「国においては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策について、法整備を含む強化策を速やかに検討し実施することを強く求めます」

3 台東区議会

「国に対し、ヘイトスピーチの根絶に向けた取り組みの充実強化を強く要望いたします」

4 渋谷区議会

「国会及び政府においては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策について、法整備を含む強化策を速やかに検討し実施することを強く求める」

5 豊島区議会

「国会及び政府に対し、外国人の人権が十分尊重されるよう、ヘイトスピーチ対策を含めた幅広い啓発活動を行うなど、実効性のある対策を講ずるよう強く要請する」

6 横浜市議会

「国におかれては、こうした状況を真摯に受けとめ、現行法の中でしっかりと対応していくとともに、必要に応じて表現の自由に十分配慮しつつ、差別のない多文化共生社会の実現のため、実効性ある対策を講ぜられるよう強く要望する」

7 川崎市議会

「国におかれては、表現の自由に配慮しながらも、ヘイトスピーチを根絶するため、法整備を行うなどの特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである」

8 さいたま市議会

「国においては、ヘイトスピーチ対策に係る法整備を速やかに行うことを強く求めます」

9 船橋市議会

「政府においては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチの一日も早い根絶のため、下記事項を速やかに実施するよう、強く要望する。

1. 人種差別撤廃条約 4 条(a) (b)に関する批准の留保を撤回し、人種差別・民主差別をあおるヘイトスピーチを法律で禁止すること。
2. 日本国が批准している人種差別撤廃条約 2 条 1 項柱書及び同条項(b) (d), 4 条(c)に基づき、人種差別を助長し扇動する団体のデモ及び集会、公共の施設等の利用を許可しないこと。

1 0 大阪市議会

「国におかれては、このような状況を踏まえ、市民の人権を擁護する観点から、ヘイトスピーチの根絶に向けて実効性のある法律の整備を視野に入れた対策を早急に進めるよう強く要望する」

1 1 堺市議会

「日本国政府においては、上述条約第 4 条(a)及び(b)の、締約国としての留保の撤回を速やかに行い、併せて、この内容を含めた、ヘイトスピーチ等の人種差別を禁止するための国内法制を早急に整備することを強く求める」

1 2 京都市議会

「国におかれては、ヘイトスピーチ被害に対し、有効な調査及び対策を検討するよう求める」

1 3 宇治市議会

「国および政府におかれては、ヘイトスピーチ等の根絶にむけて国内法の整備を進めるよう強く求める」

1 4 彦根市議会

「政府におかれては、ヘイトスピーチをなくすための法整備を進めるよう強く求めます」

1 5 草津市議会

「国および政府においては、表現の自由を十分配慮しつつも、ヘイトスピーチについて、法整備を速やかに進めることを強く求める」

1 6 神戸市議会

「国におかれては、一人一人の人権が尊重される社会の実現を図るため、人種や国籍等に係る差別をあおる表現行為の根絶に向けた適切な措置を講じられるよう、強く要望します」

17 広島市議会

「国会及び政府におかれては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチの根絶に向けた法整備を含む対策の強化を速やかに検討し、実施されるよう強く要請します」

18 福岡市議会

「国会及び政府が、民族差別をあおるヘイトスピーチを根絶するため、立法措置を含めた早急な対策を講ぜられるよう強く要請します」

19 北九州市議会

「国会及び政府に対し、ヘイトスピーチ対策に係る法整備を速やかに行うよう強く要請します」

ヘイトスピーチに対する取組に関する照会結果【都道府県警察】

第1 回答状況

1 照会日

2016年（平成28年）10月12日

2 照会先

47都道府県警察

3 回答日

2016年（平成28年）11月8日～同年12月2日

4 回答率

100%

第2 回答結果

照会事項

ヘイトスピーチ解消法の施行及び平成28年6月3日付け「本法外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の施行について（通達）」（警察庁丙備企発第147号ほか）を受けて、貴警察において、警察職員に対する教養の推進、取締りの強化、道路使用許可の運用の変更など、ヘイトスピーチの解消に向けた新たな取組はなされましたか。

なされている場合は、その具体的な内容を御教示ください。なされていない場合は、今後取組が検討されている事項及びその検討内容を御教示ください。

(1) 警察職員に対する教養の推進

各警察署等において、ヘイトスピーチ解消法の趣旨、ヘイトスピーチをめぐる情勢等について教養を実施

(2) 取締りの強化

- ・デモ申請時においては、違法行為がないよう事前に指導
- ・デモ現場においては、違法行為の未然防止の観点から必要な警備措置を実施
- ・違法行為を認知した場合には、法と証拠に基づき取り締まるなど、厳正に対処

(3) 道路使用許可の運用の変更

道路交通法に基づき、個別の事情に応じて交通の妨害となるおそれの有無等について検討の上、許可の可否を判断しているが、許可に際して、違

法行為がないよう事前に指導

(4) 特徴的な回答

【福井県】 刑法の名誉毀損罪や威力業務妨害罪の適用を検討

【岐阜県】 警察部隊を対象として、ヘイトスピーチを伴うデモ現場における中立性・公正性の確保、違法行為の未然防止、適切な交通整理と関係者の誘導、違法行為の発生における検挙措置等の合同練習を実施

【愛知県】 参加者が危険物を所持していないかの確認

【広島県】 法務局と連携して違法行為の未然防止措置

法務省（法務局）からポスターやチラシの提供を受け、警察署に掲示するなど広報啓発活動に協力

【山口県】 県警察学校で実施される昇任時教養等の授業において、学生（警察職員）に対して指示・教養

【京都府，徳島県，香川県，佐賀県，熊本県，鹿児島県】 通達等の発出

【沖縄県】 沖縄県警は、本年10月18日、沖縄県国頭郡東村高江の警備実施現場において、特別派遣部隊の警察官による不適切発言があったことを受け、基本的人権に配慮した警察活動を推進するため、警察職員に対し、改めて、警備実施現場における適切な対応の徹底、職務論理教養の徹底及び法の施行を踏まえた教養の徹底等について、周知徹底を図るとともに取組を強化している。

—結果総括—

1 都道府県庁，市区役所宛て照会

(1) 相談体制，紛争・解決機関の設置

ヘイトスピーチ解消法第5条第2項で自治体の努力義務とされている，ヘイトスピーチに関する相談受付，紛争防止・解決のための体制整備については，解消法の施行を受けて新たな体制の整備を検討していると回答した自治体は少ない。既存の相談窓口や紛争防止・解決機関（自治体内部の人権相談窓口や，地方法務局の人権相談など）を活用するとの回答が多い。

なお，回答後の報道によれば，京都府は，京都弁護士会と連携してヘイトスピーチの被害者支援のための無料法律相談窓口を本年7月にも設置する予定とのことであり，京都府の取組は，解消法第5条2項を受けた全国で唯一の地方自治体による取組である。一方，同条項においては「国との適切や役割分担を踏まえて」とあることから，国の具体的な方針が必要／国の方針を踏まえて検討する／国に方針を示すよう要請している，といった趣旨の回答をした自治体が12にのぼった。

(2) 啓発活動

ヘイトスピーチ解消法第7条第2項で自治体の努力義務とされている啓発活動については，多くの自治体が何らかの形で法務省作成の「ヘイトスピーチ，許さない」のポスターやリーフレットを活用すると回答している。

これに加えて，自治体独自の特徴的な取組としては，「プロスポーツチーム・県内スポーツ組織等と連携して試合会場での広報活動」，「住民向け講演会や職員向け研修のテーマとしてヘイトスピーチを取り上げる」，「公共の掲示板やスクリーンで法務省作成コンテンツを放映する」，「公共交通機関でスポット動画や車内吊り広告を掲載する」といったものが見られる。

(3) 公共施設の利用許可

運用を「変更した」「変更を検討している」と回答した自治体が回答した自治体の約20%にのぼっている。

また，その変更内容は「利用許可書を交付する時に法務省チラシを添付する」「過去にヘイトスピーチを行ったことのある団体には厳重に注意する」「ウェブ上の公共施設予約システムのトップに『ヘイトスピーチ，許さない』のバ

ナー広告を掲載する」などが挙げられた一方、既存の条例で利用不許可とすることが可能と回答した自治体も少なくなかった。

2 教育委員会宛て照会

ヘイトスピーチ解消法第6条第2項で自治体の努力義務とされている、ヘイトスピーチ解消のための教育の実施については、各教育委員会が独自に行っており、各自治体によりその内容・程度にかなりのばらつきが認められる。新たな啓発資料の作成、教員向け研修の実施のほか、弁護士を講師とする授業の実施、民族学校との交流などの取組を行っている教育委員会もある。

3 市区議会宛て照会

照会先である46の市区議会のうち、ヘイトスピーチ対策を国に求める意見書を採択した市区議会は21（47%）と多い（ただし、採択時期はいずれもヘイトスピーチ解消法成立前）。中には、人種差別撤廃条約4条(a)(b)の批准の留保を撤回することを求める議会が2つ（船橋市議会、堺市議会）あった。

一方、ヘイトスピーチ解消を目的とする条例が既に制定されているのは大阪市のみであり、照会時点で、条例案の提出やこれに向けた動きがあると答えた市区議会はなかった。

また、川崎市議会では、2016年（平成28年）3月に、市の執行機関に対してヘイトスピーチの根絶に向けた取組を求める決議を採択している。

4 都道府県警宛て照会

ヘイトスピーチ解消法を受けた警察の取組を尋ねた都道府県警宛て照会は、回答率100%であり、回答内容は、①警察職員に対する教養の推進、②デモ取締りの強化、③道路使用許可に際する事前指導、の3点でほぼ共通している。